

○川上（陽）委員 自由民主党福岡市議団を代表して、公共施設整備に当たっての負担の平準化について、ため池を活用した公園整備について、放置された空き家等について、体育館と市民センターの駐車場について質問する。まず、公共施設整備に当たっての負担の平準化についてである。平成30年度には新しい総合体育館がアイランドシティにオープンした。博多区東公園にある市民体育館は、昭和47年、沖縄返還や日中国交正常化の年に開館しており、老朽化やバリアフリー対応など、さまざまな課題を抱えていた。多くの市民にとって待望の新体育館であったと思う。この新総合体育館の整備手法は、民間活力を活用するPFI方式で、契約金額が約148億円、契約期間が約18年になっている。事業者と契約を結ぶために、平成27年度当初議会に債務負担行為に関する議案を提出し、承認を得た。新しい総合体育館は、法定耐用年数34年のところ、計画的な維持管理による施設の長寿命化を図ることにより、70年間使用すると聞いている。建物の建築費と管理運営も含めたところで、約148億円の契約金額になっており、70年使える建物の建築費を支払期間の約15年間で一般会計の中から払い終えてしまうことになる。近年、さまざまな公共施設の建てかえや新設に当たって、PFIを活用した事例がふえて、ほとんどの大型プロジェクトがPFI手法になっている。この手法を活用する際には、それぞれについて相当額の債務負担行為が設定される。債務負担行為を設定することで、複数年度にわたる事業期間の契約が可能となり、後年度にそれぞれの予算を措置して支出することになる。ここで一つ心配になるのが、この手法を多用するとそう遠くない将来の市民へのサービスに生かされる一般財源の自由度が低くなってしまわないかという点である。債務負担行為を全体で捉えたときに、どのような管理をしているのかを尋ねるとともに、より長い目で見た負担の平準化について考えるところを述べたいと思う。市民からも非常に関心の高い借金の状況について、全会計の市債残高は過去10年でどのように推移しているのか、概況的な説明を求める。

○川上（陽）委員 財政状況を客観的に評価するための健全化判断比率として幾つかの指標があるが、その中でも将来負担比率の推移について、同様に過去10年の概況的な説明を求める。

○川上（陽）委員 市債、債務負担行為ともに将来負担比率の算出にはかかわってくる。少なくともPFIの手法を多用している中でも、指標から客観的に判断できる財政状況は、改善の傾向にあるということが言えると思う。しかしながら決算資料を確認すると、20の政令市の中で本市の将来負担比率は悪いほうから7番目であり、引き続き改善に向けた努力を重ねる必要がある。ところで、最近のPFIを活用した公共施設の整備の多くが老朽化した建物の建てかえや大規模な改修のケースである。市債を発行して建てた公共施設の建設費がPFIの活用により債務負担行為に置きかわっているのが最近のトレンドである。そこで、PFI事業にかか

わる債務負担行為について、支出予定額が過去10年でどのように推移しているのか、概況的な説明を求める。

○川上（陽）委員 今後10年でどのように推移するのか、見通しを尋ねる。

○川上（陽）委員 これから5年で約80億円、その後5年で約90億円を支払うことになる。PFI事業にかかわる債務負担行為で今後10年間は毎年十数億～20億円弱を支出するようだが、既にPFI手法を活用して整備が進んでいる第2期展示場や第3給食センター、早良区の地域交流センターはまだ引き渡しの段階ではないため含まれていない。財政局としては、これらを含んだところの今後のピークをどのように見込んでいるのか、単年度の支出が最大で幾らになるのかもあわせて尋ねる。

○川上（陽）委員 やはり気になるのは、これらの施設の引き渡しを受けた後の負担が一般会計全体にとって問題のない水準なのかどうかである。もちろん、問題がないという判断の上でかじ取りをしていると思うが、予期せぬ大きな出費があったときに大丈夫なのかと心配になる。より将来負担を平準化して幅広く将来の世代と公平に負担していく観点をしっかり持たれたいと思っており、市債にもそれなりのメリットがあると思う。PFI手法の活用に伴う債務負担行為と市債の発行、それぞれによる資金調達の特長とデメリットを比較するために、それぞれ後年に償還する際に、国から地方交付税として得られる支援がどのように違ってくるのかを尋ねる。

○川上（陽）委員 これは決して小さくない。一般的に大規模施設の建てかえ事業において、PFI手法を活用して債務負担行為を設定する場合と市債の発行で費用を捻出する場合とで負担の平準化の観点ではどのような違いがあるか。

○川上（陽）委員 固定支出はボクシングで言うならボディブローであり、キャッシュフローが苦しいときほどきいてくる。これから団塊の世代が後期高齢者になる一方で、少子化が進んで生産年齢人口は減少の一途をたどる中、社会保障費を初めとする義務的経費が予想外に膨らむことはないのか。あるいは先日の台風19号のように、激甚化が目立つ自然災害によって、いつ何とき大きな被害が出るかわからない。あれだけの冠水被害が発生した場合、人命はもちろん、家財、農業などの産業や経済活動に至るまで、大きな打撃を受けることは避けられず、相当な出費を覚悟しなければならない。市民の暮らしを支える一般会計だが、大きな支出をやむなくされる局面になった場合、債務負担行為の固定支出で大きなボディブローをもらおうとダウンしてしまうかもしれないが、市債の発行によって小さなボディブローにしておけば耐えられるかもしれない。こういったリスク管理の観点や企業経営的な観点に立つと、将来負担もさまざまな手法を使い分けるほうが上策であるように思う。確かに多くの市民から市債の残高に対

して特に厳しい視線が向けられており、配慮することは至上命題と言える。しかしながら、この後も大型施設の整備が予定されており、余り過度に債務負担行為に偏らないように、バランスをとった資金調達を考えてもいいのではないかと思う。これからの更新期を迎える公共施設の更新に当たっては、合築などを視野に入れて、市債の発行も含めたところで負担の平準化を図りたい。この質問の最後に、市債発行と債務負担行為のバランスのとれた将来負担の平準化について、所見を尋ねる。

○川上（陽）委員 次に、ため池を活用した公園整備について質問する。本市には、農業用のため池や治水用のため池が多数あるが、ため池周辺状況の変化や農地の減少に伴い、市民の憩いの場として、また災害時の避難場所としての有効活用を進めており、大変よい取り組みだと感じているが、一方でトイレや手洗い場、ベンチがないなど、市民にとって使いにくいところもあるのが実情である。高齢化が進み、災害が激甚化する現在の状況を鑑み、改善すべきと考える。中でも南区は、特に市街地に農業用ため池や治水池が数多くあるエリアであり、これまでにため池の持つ魅力の発信や散策ルートに設定するなど、地域の活性化やまちづくりに活用されている。また、近年は市街化の進展により農地が年々減少してきており、それに伴って農業用途がなくなったため池も増加しているのではないかと思う。南区には、農業用や治水用として利用されているため池が多く点在しているが、農業用として利用されているため池は何カ所あるのか尋ねる。

○川上（陽）委員 その中で農業用として機能を維持しながら、地域の憩いの場として利用されているのは何カ所あるのか、池名もあわせて尋ねる。また、どのような整備が行われたのか。

○川上（陽）委員 遊歩道としての園路やベンチなど、市民が憩いの場として利用できる整備をしていることは大変喜ばしいことである。引き続き、取り組みを進められたい。ただ、利用する市民からそこにトイレがあればもっと便利になるとの声を多数聞いている。そこで、市民に憩いの場として活用されている3カ所について、トイレを設けている箇所やトイレの設置要望があっている箇所はあるのか、また今後の整備方針について尋ねる。

○川上（陽）委員 営農に欠かせない農業用施設の整備や維持管理は重要であり、今後も適切に対応されたいが、市民の憩いの場としての側面もあるのであれば、その改善にも取り組まれない。一方で、農業従事者の高齢化等や市街化の進展に伴い、市街地の農地が減少していくと思われ、今後、農業用ため池自体のあり方を考える必要がある。農業用途を廃止した場合、その後の土地利用について、どのように進められているのか。また、どのように活用されているのか尋ねる。

○川上（陽）委員 南区には農業用ため池から治水池となった池は幾つあるのか。また、整備に当たってはどのような考え方でを行っているのか尋ねる。

○川上（陽）委員 平成21年を初め、過去たびたび豪雨による洪水被害を受けており、先日の台風19号など、近年全国各地で豪雨による災害が発生している状況を踏まえると、用途廃止した農業用ため池を治水池として活用することは、市民の生命、財産を守る観点からも、今後さらに推進されたい取り組みである。また、地域の住民が憩いの場として利用できるよう、治水池の広場としての整備も行っていると答弁があったが、私が住む町内にも整備された治水池があり、周辺住民の多くが利用し、大変喜ばれている。野多目のフノカケ池は、もともと国が管理する農業用のため池だったが、道路下水道局に移管されて治水地として整備された。ふだんは子どもからお年寄りまでが本当に楽しんで使っており、雨が降った場合は洪水調整池として、また災害があった際には避難場所として活用している状況である。子どもたちが遊んだり、高齢者がグラウンドゴルフを楽しんだり、ウォーキングやジョギングなどに利用できるオープンスペースは、都市化が進んだ本市においては大変貴重であり、さらに推進すべきものとする。一方でトイレや手洗い場などの施設がなく困っているという声も聞いており、地域によっては災害時の避難場所として活用していることから、何らかの対応が必要ではないかと考えている。そこで、市民に開放している南区の治水池において、トイレを設けている箇所やトイレ設置についての要望が上がっている箇所はあるのか尋ねる。

○川上（陽）委員 地域によっては災害時に避難場所として活用している治水池もある中で、地域から要望が上がっている箇所について、今後トイレは設置できるのか尋ねる。

○川上（陽）委員 都心部における貴重なオープンスペースである治水池において、市民に開放され、なおかつ多数の利用者がいるのであれば、今後もトイレ設置についてのニーズは高まり、その要望はふえてくるのではないかと推察される。超高齢化が進み、災害時の避難場所としても活用されることを踏まえ、これまでの方針にとらわれない柔軟な検討を強く要望する。次に、用途廃止されたため池については、治水池だけではなく、公園としても活用されることだったが、南区において、ため池を活用し公園として整備したところはあるのか。また、どのような場合に公園として整備するのか尋ねる。

○川上（陽）委員 フノカケ池や上妹池については、住民からトイレや手洗い場を設置してほしいとの要望が上がっており、既に広場として整備されているため、造成費についても少なく抑えられると推測される。条件が整い、用途を公園に移管できればトイレは整備できるのか尋ねる。

○川上（陽）委員 トイレの設置には慎重かつ総合的な検討が必要である。その上で、用途廃止した農業用ため池の活用にあたっては、地域からトイレの要望があり、かつ造成費を少なく抑えられるのであれば、積極的に公園化を図るべきと考えるが、所見を尋ねる。

○川上（陽）委員 地域に身近な公園である街区公園や近隣公園の配置方針はどのように考えているのか。また、その設置の現状と公園の整備に係る決算額の過去5年間の推移を尋ねる。

○川上（陽）委員 公園の設置については、定められた配置方針に沿って進めているとのことだが、街区公園と近隣公園のどちらか、またはその両方が配置方針どおりに設置できていない校区は144校区中86校区と、その約6割が未達成であることが現状である。市内は市街化が進んでおり、これから公園用地を確保すること、特に近隣公園として1ヘクタール以上の用地を確保することは容易ではなく、目下40億円前後で推移している都市公園経費を大幅に増額することも現実的ではないと考える。将来的にも適正な公園の配置の見通しが厳しい現状を鑑み、現在の公園の配置方針や規模にとらわれず、実現可能な方針の見直しや今回示したため池の活用など、柔軟な対応を行うことで、一刻も早く公園整備を進めるべきと考えるが、所見を尋ねる。

○川上（陽）委員 柔軟な対応を期待している。各部局が今あるルールの中で誠実に取り組んでいることは理解する。その上で、今後高齢化が進み、災害が激甚化する中においては、費用を抑えながら効率的に市民サービスを提供する必要があるため、前例にとらわれず、各部局が連携を図り、柔軟な発想で市民のために取り組まれない。次に、放置された空き家問題について質問する。人口減少と高齢化が進む中、日本各地で空き家の増加が問題視されている。空き家の中には適切な管理が行われていない結果として、安全性の低下、公衆衛生の悪化など多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがある。今後このような放置された空き家の数が増加すれば、それがもたらす問題が一層深刻化することが懸念される。そのような状況において、放置された空き家の対策として、平成29年度に議員提案により、空家等の適切な管理に関する条例、いわゆる空家条例が施行され、2年が経過している。まず、放置空き家対策の3カ年の決算額を尋ねる。

○川上（陽）委員 空き家になる原因、背景について尋ねる。

○川上（陽）委員 国において、平成27年度に空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家特措法が施行されており、本市においても平成29年度に空家条例が施行され、法律と条例が一体的に運用されている。そこで、空家条例において所有者及び本市の責務はどう定められているのか。また、法や条例において、本市はどのような権限があるのか尋ねる。

○川上（陽）委員 特定空家等と管理不全空家等について、それぞれの件数と是正状況を尋ねる。

○川上（陽）委員 今後もし是正が進むよう、粘り強く取り組まれない。また一方で、ブロック塀や樹木等の建築物以外の問題で多数の相談が寄せられていると聞いている。しかし、これらは特定空家等や管理不全空家等の対象外となっており、なかなか対応できないのが現状であるが、行政が対応に苦慮している点を尋ねる。

○川上（陽）委員 特定空家等や管理不全空家等に該当しない物件について、どのように対応しているのか尋ねる。

○川上（陽）委員 現在行っている空き家実態調査の内容については、建物の老朽化、危険度等を判定するものだが、それとともにブロック塀や樹木等の建物以外の内容についても調査できれば、状況をより詳細に把握することができ、より迅速な対応ができるのではないかと考える。法や条例により、できることできないことがあると思うが、一歩進んだ対応をお願いしたい。実は、南区のある空き家のケースで、樹木の越境被害などについて近隣の住民が区役所に相談している。樹木が茂り、電柱にも寄りかかるような大きな木を支えているのがブロック塀であり、一歩間違えばブロック塀が壊れてしまい、大惨事になるのではないかと本当に危険な状況だが、建築物ではないので、行政が指導や勧告ができるようなものでもない。このケースは、平成27年から現在まで約4年間にわたって解決していない上に、この間のやりとりに対する行政の対応のまずさを指摘されているので簡単に説明する。まず平成27年7月に南区役所に写真を持ってこの件を相談に行き、樹木の越境で危険なため木の枝を切ってほしいとの陳情をしたそうである。区役所の対応は、担当者に現地を見に行かせるとのことだったが、2カ月たっても何の連絡もないため、9月に再度南区役所を訪問したところ、担当者からは、まだ現地の確認ができていないと言われたあげく、その空き家の名義が現在誰になっているのか、法務局に行って登記事項証明書をとってくるように言われたそうである。その足で法務局に行き、書類を入手し、その足で再度区役所に戻ると、担当者からは、来週中に区役所から納税者宛てに文書を送付するとのことだったため、10月まで待とうと思ったそうである。その後、10月が過ぎても何の連絡も進展もないため、2カ月後の11月に再度南区役所を訪問すると、担当者からは、手紙を送ったが相手方から何の連絡もないと言われ、少し不審に感じたために本当に送付したのか、手紙のコピーはあるのかと確認したい旨を伝えたが、担当者からは手紙のコピーはとっていない、配達証明では送っていないと全くお粗末な回答であったとのことである。このことを追及すると、担当者は年内に電話連絡か訪問面談すると口約束をしたとのことである。それから2カ月、年を越しても連絡がないため、平成28年1月に再度南区役所を訪問したときは、既に最初の要望から半年以上が過ぎているが、そこで担当者からは、区役所内で仕事の分担が改正され、私どもはもう何も対応できないと言われたため、弁護士を雇って裁判する

しか所有者に実情を伝えることはできないのかと聞くと、担当者はそうだと答えたそうである。この人は、この対応に憤りを感じ、行政に対する大きな不信感を抱いている。それでも危険な状況を何とかしたいという思いから、後日、今度は岩田屋5階の市民無料相談にも行き、窓口の人から、区役所は動かないから市役所の建築安全推進課に相談するように言われ、市役所にも相談に行き、市の担当者からは南区の担当者はよく知っているので、対応するように言っておくと言われたが、その日から現在まで全く何の音沙汰もないとのことである。4年経過し、樹木もますます生い茂り、ブロック塀も倒れそうになり、非常に危険な状態になっている。今回、日本全体を襲った台風や大雨がたびたび続くことで心配になり、私のところに相談に来た。仮に、放置された空き家で問題が発生した場合、当然責任は所有者にあるが、このような無責任な行政の対応にも大きな問題があると憂慮にたえない。法や条例により、できることできないことがあるとは重々承知しているが、その中でできる限りの配慮、市民との向き合い方一つにしても市民が納得する対応をすべきではなかったかと思う。一番大切なことは、市民との信頼関係である。行政の苦労もわかるが、今後はこのようなことがないように、市と区役所がより一層情報の共有を図り、連携をしながらこの空き家等の問題にしっかりと取り組まれるよう強く要望して、この質問を終わる。次に、体育館と市民センターの駐車場について質問する。市民のスポーツの振興及び文化の振興に寄与するため、各区に体育館及び市民センターが設置されているが、近年の健康意識の高まりにあわせ、年齢層を問わず、利用者が年々ふえている印象がある。体育館と市民センターの全体の利用者数について、5年前と比較してどのような状況か尋ねる。

○川上（陽）委員 体育館と市民センターの利用者数は、5年前より36万4,000人も増加しており、健康増進や自己啓発などのために非常に多くの人々が利用している。そのような中、地区体育館と市民センターでは、平成29年10月以降、駐車場の有料化が順次進められているが、有料化の目的を改めて尋ねる。

○川上（陽）委員 有料化を開始した時期、有料化を実施している施設について尋ねる。

○川上（陽）委員 有料化後の駐車料金及び免除制度を尋ねる。

○川上（陽）委員 有料化未実施の施設について、今後の有料化の検討状況を尋ねる。

○川上（陽）委員 施設利用者が駐車場を利用しやすい環境を整えることは重要であることから、これからも不適正利用の是正は積極的に進めるべきだと考えているが、全ての地区体育館と市民センターでは有料化されておらず、今後の予定も各施設の状況を踏まえて、有料化に必要な駐車場の改修を行った後に、順次実施していくとのことで、その時期もまだ決まっていない。既に有料化された施設がある一方、いまだ有料化の実施時期も決まっていない施設もあり、

不公平感があるため、全ての施設において有料化が実施されるまでの間は、さらなる減免などを行ってもよいのではないかと考える。また、受益者負担の適正化という観点で言えば、これまで全ての地区体育館と市民センターの駐車場料金は無料であったことから、既に駐車場を有料化した施設の利用者を初めとした市民からさまざまな声が寄せられているのではないかと思うが、駐車場有料化の効果と市民から寄せられた意見や要望の内容を尋ねる。特に、南体育館等の施設利用者からの意見や要望について尋ねる。

○川上（陽）委員 駐車場の有料化は不適正利用の是正を進めるためにやむを得ないと考えるが、本来の体育館及び市民センターの利用者については、施設利用料を既に支払っているため、駐車場料金の負担については最小限であるべきと考える。公共施設は、良質なサービスを低廉な料金で提供することで幅広く市民に利用してもらおうという民間施設とは異なる使命があると考えている。健康増進や趣味のサークルのためなど、週に何度も利用する人も多くいる。多くの人に気軽に利用されてこそその体育館、市民センターだと考える。南体育館と南市民センターでは、平成30年3月に駐車場の有料化が開始されたが、那珂川市にある文化ホールやプールを有する複合施設であるミリカローデン那珂川は、南区から近く駐車料金も無料であり、気軽に利用できるという評判を聞く。特に南区は、そもそも交通利便性が悪いことから、車を利用せざるを得ないわけであり、健康維持のためのサークル活動や各種スポーツ競技の練習のために、週に何度も利用する人は、駐車場の利用頻度が高くなり、負担が大きくなったとの声をよく聞く。市民の声にあったように、健康維持等のために週に何度も利用する体育館利用者等に対しては、これまで以上に気軽に利用できるよう負担軽減を図るべきと思うが、所見を尋ねる。

○川上（陽）委員 入庫から最初の60分までの料金を免除しているとのことだが、体育館の個人使用料は2時間単位であり、体育館利用者にとっては何の負担軽減にもなっていない。南区には地下鉄がなく、西南部からの交通アクセスが悪いことから、車で来る施設利用者は多いのではないかと思う。基本的に公共施設は、市民がいつでも気軽に利用できる必要があり、駐車場についても施設利用者が利用しやすい環境を整える必要があると考える。駐車場を利用する人と利用しない人の公平性という考え方はもちろん理解できるが、南区はそもそも交通利便性が悪いことから、車を利用せざるを得ないわけであり、特に月に何回も利用するような利用頻度の高い人の負担が大きくなっている。こうした負担を緩和し、誰もが気軽に利用できる施設にすることこそ、負担の公平性の向上につながるのではないか。特に体育館やプールについては、未実施の施設についても同じ考え方で駐車場の有料化を進めていくと思うが、現在の料金設定であれば、駐車料金を含めると、施設使用料のおおむね倍額を支払う必要がある。これを南市民プールで考えると、一般の2時間プール使用料が夏は320円で、今後駐車場が有料化され駐車料金が300円となれば、ほぼ倍額を負担しなくてはいけないことになる。仮に那珂川のミリカローデンで考えると、一般の2時間プール使用料が440円である。南市民プールとミリカローデンはそんなに距離もなく、ミリカローデンの駐車場は広く無料で、図書館やジムまであれば、



当然南区の特に南部のほとんどの人が向こうに行ってしまうのではないかと心配している。今後は、本来の施設使用料と駐車場料金のバランスを考慮した上で、料金設定の検討をしてもらいたい。これからも、地区体育館、市民センターの駐車場有料化は順次実施していくとのことなので、施設利用者の声をしっかりと聞きながら、さらなる負担の公平性の向上を図り、利用者にとって利用しやすい環境整備に取り組まれるよう要望し、質問を終わる。